

手 数 料 表

【一般登録型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス (職業紹介サービス)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)当該請求者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書に記載されている額)の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約書の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス (職業紹介の付加サービス) * 上記職業サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成果報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。